

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可申請事案の処理方針について」（平成15年 2月28日 中国運輸局公示第183号）の細部取扱について

一部改正 平成15年10月 7日
一部改正 平成16年12月21日
一部改正 平成19年 8月 6日
一部改正 平成20年 4月 1日
一部改正 平成20年 5月20日
一部改正 平成25年 3月19日
一部改正 平成25年11月 5日
一部改正 平成27年 3月26日

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可申請事案の処理方針について」（平成15年 2月28日中国運輸局公示第183号）で公示したところであるが、細部取扱について下記のとおりとする。

平成15年2月28日

中国運輸局自動車交通部長

記

1 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可

(1) 営業所

①について

- ・ 自己所有の場合は登記簿謄本等、借入の場合は概ね契約期間が1年以上の賃貸借契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。
- ・ ただし、賃貸借の契約期間が1年に満たない場合、契約期間満了時に自動的に更新される場合に限り使用権原を有するものとみなす。
- ・ その他の書類（借入の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明等）については、添付又は提示を求めないこととする。

②について

- ・ 都市計画法に抵触しないことの確認については、原則として、事案を審査するところにおいて関係県等の開発部局に照会すること。
- ・ 都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書を添付することをもって足りることとする。

③について

- ・ 営業所は机、椅子、電話等が備付けられるだけの広さを有するものであること。

(2) 最低車両台数

①について

- ・ 共同使用に係る事業用自動車については、当該営業所を使用の本拠とするもの以外は算入しないものとする。

②について

- ・ けん引車、被けん引車の保有比率については、最低車両台数基準を上回る部分は制限しないものとする。

(3) 事業用自動車

②について

- ・ リース車両については、契約期間は概ね1年以上とし、当該契約に係る契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。

(4) 車庫

①について

- ・ 車庫が営業所に併設できない場合は、運行管理者（代務者を含む。）の派遣又は電話等で常時密接に連絡をとる体制が整備され、点呼が確実に実施されるものであること。

②について

- ・ 共同使用に係る事業用自動車については、使用の本拠たる営業所において車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所においても車庫が確保されているものとして扱うものとする。

④について

- ・ (1) 営業所①に同じ。

⑤について

- ・ (1) 営業所②に同じ。

⑥について

- ・ 道路管理者の証明書（幅員証明書等）により確認することとするが、国道等明らかに計画車両が通行可能な場合は添付は要しない。

(5) 休憩・睡眠施設

①について

- ・ 「併設」とは営業所又は車庫から徒歩で連絡可能な範囲をいう。

③について

- ・ (1) 営業所①に同じ。

④について

- ・ (1) 営業所②に同じ。

(6) 運行管理体制

- ・運行管理の体制を記載した書類は別添様式 1 を例とする。

②について

- ・グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

④について

- ・運行管理者が選任されていない営業所については、事業者が運行管理を確実に行うものであること。

(7) 資金計画

①について

- ・資金計画については、別添様式 2 を例とする。

②について

- ・自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。
- ・預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の（提示又は）写しの提出をもって確認するものとする。
- ・預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。
- ・その他貨物自動車運送事業法施行規則第3条第6号から第8号に規定する添付書類を基本とし審査すること。

(8) 法令遵守

①について

- ・必要な法令知識については、当運輸局等が行う法令試験に合格することをもって、これを有するものとする。

③について

- ア 申請日前3ヶ月（悪質な違反については6ヶ月）の起算日は、その処分期間終了後とする。
- イ 業務を執行する常勤の役員（いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むこととする。
- ウ 悪質な違反とは次のとおりとする。
 - a 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。
 - b 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。

○ 事業の停止処分の場合。

④について

- ・新規許可事業者に対しては、安全輸送に対する意識を高めるため許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、運輸開始の届出後、1ヶ月以降3ヶ月以内に実施される地方貨物自動車適正化事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導（営業所、車庫、車両等の現況確認及び関係法令の遵守状況）を実施するものとし、指導講習の未受講者及び巡回指導による改善が見込まれない場合等には、監査等を実施するものとする。

(9) 損害賠償能力

①について

- ・任意保険等への加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車^が100両以下の貨物自動車運送事業者とする。
- ・加入すべき任意保険等は、原則として、被害者1名につき保険金の限度額は無制限とする。

②について

- ・危険物の輸送のほか必要に応じ、貨物の運送に生じた損害に対する賠償について必要な金額を担保することができる保険契約に加入する計画があること。

(10) 許可に付す条件

- ・霊きゅう運送及び一般廃棄物運送については、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性にかんがみ、車両数についての特例を設けることとし、貨物自動車運送事業法第59条第1項の規定に基づき、「〇〇運送に限る。」（貨物自動車利用運送を行う場合にあっては「〇〇運送に限る（貨物自動車利用運送を除く）。」）、「発地及び着地のいずれもが〇〇県（市、町等）の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」等の業務の範囲を限定する旨の条件を付することとする。

2 特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

(1) 荷扱所

②について

- ・1(1)営業所①～③に同じ。

(2) 積卸施設

②について

- ・1(1)営業所①に同じ。

③について

- ・1(1)営業所②に同じ。

(3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口

- ・複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所の自動車の出入口については、「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令」（昭和34年政令第320号）第4条及び第6条第1項の基準に準じて審査することとする。

(4) 運行系統及び運行回数

②について

- ・取扱い貨物の推定運輸数量及びその算出基礎は別添様式3を例とする。

3 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

(1) 営業所について

- ・1(1) ①～③ に同じ

(3) 保管施設について

- ・保管施設の所在地、面積、構造及び付属設備について記載すること。

4 特定貨物自動車運送事業の許可

(1) 特定の運送需要者

①について

- ・「荷主の輸送量」とは、自家輸送によるものを除いたもので、「大部分」とは概ね2/3以上の貨物を取扱うものとする。

②について

- ・「運送契約の締結」とは、運送需要者との間に1年以上継続した運送契約を有するものとする。

その他

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号）の別紙11中(1)及び(2)の別途定める様式は、以下のとおりとする。

- ・(1)については、様式例4により報告を行うこととする。
- ・(2)については、様式例5により運輸開始の届出を行うこととする。

附 則（平成15年2月28日）

この取扱は、平成15年4月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請及び届出について適用する。

附 則（平成25年3月19日）

この取扱は、平成25年5月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請及び届出について適用する。

附 則（平成25年11月 5日）

この取扱は、平成25年12月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請及び届出について適用する。

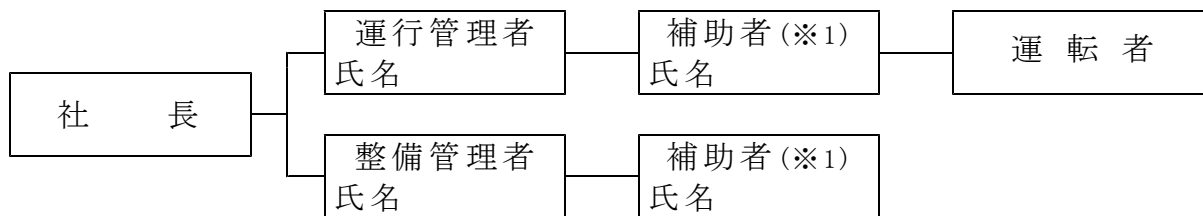
附 則（平成27年 3月26日）

この取扱は、平成27年6月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請及び届出について適用する。

様式例 1

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 運行管理等の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名：
運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ . ）(※2) <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定） ・勤務時間（ 時 分 ～ 時 分） ・休日（ 日/月）
運行管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ . ）(※4) <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み（ . ）(※5) <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
整備管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
常時選任運転者	人	（別紙のとおり）
その他従業員	人	

(※1) 補助者を選任するときは記載する。(※2) 資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3) 運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4) 運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5) 道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

○ アルコール検知器の配備計画
 設置型： _____ 台 ・ 携行型： _____ 台

○ 日常点検計画
 日常点検場所： _____ ・ 日常点検の実施者： _____

○ 営業所と車庫間の距離（※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。）
 _____ . _____ km

○ 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法
 連絡方法： _____

- 点呼実施場所が車庫の場合（※併設されていない場合のみ記入） -----
 ・ 営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分
 移動手段： _____
 所要時分： _____ 分

- 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員：_____人 ・ 確保予定人員：_____人

- 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画（労使協定の締結予定の有無 有・ 無）

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当りの 拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月当りの 乗務日数	運転時間			休息期間
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	勤務と勤務の間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

様式例 2

事業開始に要する資金及び調達方法

1. 事業開始に要する資金

項	目	金額	明	細	
人	件	費			
	役員報酬		月額	円×2ヶ月分	
	給与				
	運転手		人×月額	円×2ヶ月分	
	運行管理者		人×月額	円×2ヶ月分	
	整備管理者		人×月額	円×2ヶ月分	
	事務員		人×月額	円×2ヶ月分	
	その他		人×月額	円×2ヶ月分	
	手当				
	運転手		人×月額	円×2ヶ月分	
	運行管理者		人×月額	円×2ヶ月分	
	整備管理者		人×月額	円×2ヶ月分	
	事務員		人×月額	円×2ヶ月分	
	その他		人×月額	円×2ヶ月分	
	賞与			給与月額×1回給与の ×1/6	ヶ月分×支給回数 回
	法定福利費				
	健康保険料			$(\text{役員報酬} + \text{給与} + \text{手当}) \times \text{事業主負担率} \div 1000$ + 賞与 × 事業主負担率	
厚生年金保険料			$(\text{役員報酬} + \text{給与} + \text{手当}) \times \text{事業主負担率} \div 1000$ + 賞与 × 事業主負担率		
雇用保険料			$(\text{給与} + \text{手当} + \text{賞与}) \times \text{事業主負担率} \div 1000$		
労災保険料			$(\text{給与} + \text{手当} + \text{賞与}) \times \text{事業主負担率} \div 1000$		
厚生福利費			給与、手当、賞与の2%を見込む		
燃料費			月間総走行キロ ・ 当たり単価	$\frac{\text{km}}{\text{円}} \times \text{2ヶ月分}$ 走行キロ km ×	
油脂費			燃料費3%を見込む		
修繕費					
外注修繕費			1両月額	円×2ヶ月分× 両	
自家修繕費・部品費			1両月額	円×2ヶ月分× 両	
タイヤチューブ費			月間 1本	本使用× 円×2ヶ月分	
車両費					
購入費			分割の場合頭金及び6ヶ月分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格		
リース料			リース料の6ヶ月分		
施設購入・使用料			土地、建物の購入費（分割の場合頭金及び6ヶ月分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格）又は賃借料の6ヶ月分		

什器・備品費		取得価格
施設賦課税		別掲（自動車税及び自動車重量税の1年分、自動車取得税）
保険料		別掲（自賠償保険、任意保険の1年分）
登録免許税		
その他		旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、 図書・印刷費、広告宣伝費等の2ヶ月分
合計		事業開始に要する資金の合計
自己資金額		2. による自己資金の合計

別掲の内訳

事業用自動車の施設賦課税・保険料							
車両積載量	車両総重量	取得価格	自動車税	重量税	取得税	自賠償保険	任意保険

2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証

項目	申請事業充当額
預貯金額	
その他流動資産 (内現金額)	()
その他	
調達資金合計 (自己資金額)	

様式例 3

推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎

稼働日数	月間	日・年間	日
輸送品目			
年間輸送トン数			
輸送区間			
一回	走行キロ		
	実車キロ		
	空車キロ		
車両の積載量			
車体の形状			
一両当たり	一日の運行回数		
	一日の輸送トン数		
	年間の走行キロ		
車両数			
年間の走行キロ			
総輸送トン数			
総走行キロ			

運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、事業用自動車等連絡書提出の準備が調いましたので報告いたします。

1. 運行管理者・整備管理者の選任届について

運行管理者 平成 年 月 日提出済

整備管理者 平成 年 月 日提出済

	氏 名	氏 名
運行管理者		
整備管理者		

最低車両数の規定を受けない事業者。（霊柩・一般廃棄物・島しょ）

※ 該当するものに○印を付ける。

2. 運転者の雇用について

以下のとおり運転者を雇用しました。

	運 転 者 氏 名		運 転 者 氏 名		運 転 者 氏 名
1		6		1 1	
2		7		1 2	
3		8		1 3	
4		9		1 4	
5		1 0		1 5	

3. 社会保険等について

以下のとおり、加入義務者全員が加入しました。

	加入年月日	加入人員	左の加入人員のうち運転者数
労働災害保険	平成 年 月 日	—	—
雇用保険	平成 年 月 日		
健康保険・厚生年金保険	平成 年 月 日		

加入義務なし（ 名）

加入義務がない理由

4. 事業用自動車等連絡書の提出について

車両一覧表

	登録番号又は車台番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

※車両一覧表について

- ・計画車両の全てを記入して下さい。
- ・連絡書は、一括して提出することを原則としますが、複数回に分けて提出を行う場合は、備考欄に連絡書の提出予定時期を記入して下さい。

添付書類

- ・運行管理者・整備管理者選任届（写）
- ・選任運転者の運転免許証（写）（ただし、許可申請時に運転免許証の写を提出していて、その内容に変更がない者については不要）
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。

様式例 5

平成 年 月 日

運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、平成 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登録番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備 考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況

対人賠償額無制限の保険に加入しました。

社会保険等加入状況

労働保険（労災、雇用）、社会保険（健康保険、厚生年金）とも加入済み

添付書類

- ・ 法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等にあつては登記事項証明書
- ・ 労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。（※上記の社会保険等加入状況欄にチェックがあり、既に加入した員数がわかる書類を提出済みの場合は、添付書類の提出は不要です。）
- ・ 一般自動車損害保険（任意保険）の保険証の写等保険内容の確認できる書面
- ・ 自動車検査証（車検証）の写

運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印